

令和 8 年 2 月 6 日付け入札公告した不動産登記嘱託業務委託[単価契約]の質問に対する回答を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 24 日

大阪府土地開発公社理事長

No.	項 目	質 問 内 容	回 答
1	① 登記相談（相談時間 1 時間につき）の積算基準	委託費を積算するうえで、《資料 1》入札説明書《別記（1）》の予定数量表の内 14 番登記相談の積算基準は公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準のどの部分を示しているのか。 また、それを積算する上で参考とする積算基準があるのか。	公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準には、該当する箇所がないので、公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準の委託歩掛を参考にしています。 Ⅲ. 割増料・相談業務 相談業務 1 時間につき 司法書士 0.060 人の歩掛を準用
2	② 打合せ・協議（1 回につき）の積算基準	委託費を積算するうえで、《資料 1》入札説明書《別記（1）》の予定数量表の内 15 番打合せ・協議の積算基準は公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準のどの部分を示しているのか。 また、それを積算する上で参考とする積算基準があるのか。	公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準には、該当する箇所がないので、設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）令和 7 年度版を参考にしています。 第 2 章 測量業務標準歩掛 第 1 節 共通 1-1 打合せ等 打合せ 業務着手時 測量技師 0.5 人の歩掛を準用